

徳島県規則第九十一号

理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和三十四年徳島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式の備考1に次のように加える。

(6) 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書

様式第七号その一中「お届けします」を「届け出ます」に改め、同その一の備考1及び2を次のように改める。

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 改正後の理容師法施行細則の様式に相当する改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。